

事 務 連 絡
令和4年12月15日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療の
ひっ迫回避等のための取組への対応について

今冬における新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を想定した対応及び年末年始を見据えた保健・医療提供体制の確保については、「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化への対応について」（令和4年11月22日付け消防庁救急企画室事務連絡）等により、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底、救急医療のひっ迫回避に向けた対応等について、関係者との連携など必要な対応に努めていただくようお願いしているところです。

また、今冬の対応において、都道府県の受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を周知する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することが可能である旨、お知らせしたところです。

今般、年末年始を控え、厚生労働省から「年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひっ迫回避等のための取組について（依頼）」（令和4年12月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出され、年末年始においても、発熱等のある患者に適切に対応できる体制の確保・維持が重要であることから、外来医療体制や入院体制の確保・維持に取り組むに当たり、特に留意されたい事項等が示されました。

冬場は例年救急出動件数が多くなることや、直近の救急搬送困難事案が全国的に増加傾向となっていることも踏まえ、貴部（局）においては、別添の内容を御確認の上、貴都道府県衛生主管部（局）等の関係者との連携など、年末年始においても保健・医療提供体制に支障が生じることのないよう、地域の実情に応じて、体制確保の取組に万全を期していただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 飯田専門官、岡澤補佐、石田係長、篠原事務官

TEL：03-5253-7529、FAX：03-5253-7532

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp

事務連絡
令和4年12月14日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひっ迫回避等のため
の取組について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県におかれては、年末年始も見据えた保健・医療提供体制の整備に努めていただいているところですが、年末年始においても、発熱等のある患者に適切に対応できる体制の確保・維持が重要です。

については、引き続き、外来医療体制や入院体制の確保・維持に取り組んでいただくに当たり、特に留意されたい事項等について取りまとめたので下記のとおりお示しします。

記

1. 年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保

(1) 保健・医療提供体制の確保について（再周知・依頼）

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保については、主に以下の事務連絡において具体的な取組を示しているところであり、年末年始においても保健・医療提供体制に支障が生じることのないよう、地域の実情に応じて、体制確保の取組を行い、万全を期していただきたいこと。

- ・「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001019357.pdf>

- ・「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015316.pdf>

- ・「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001019522.pdf>

（2）年末年始における巡回診療の取扱いについて（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」（令和2年3月25日付け事務連絡）等においてお示ししているところである。

年末年始においては、医療機関の診療体制が通常とは異なる中で、同時流行も見据えた外来医療体制等を確保する観点から、数日間連続して巡回診療を行う場合には、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の記第一の二の「移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反覆継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこと。

2．救急医療のひっ迫回避等のための取組

（1）休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について（依頼）

「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について別紙の様式に記入いただき、令和4年12月20日（火）までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班宛て回答すること。

（2）同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について（周知）

「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底

を依頼しているところ、今般、その周知に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の適用等について、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ & A(第7版)について」(令和4年12月12日付け事務連絡)において示したので、当該事業も活用しながら、相談体制の強化を図っていただきたいこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001023132.pdf>

以上